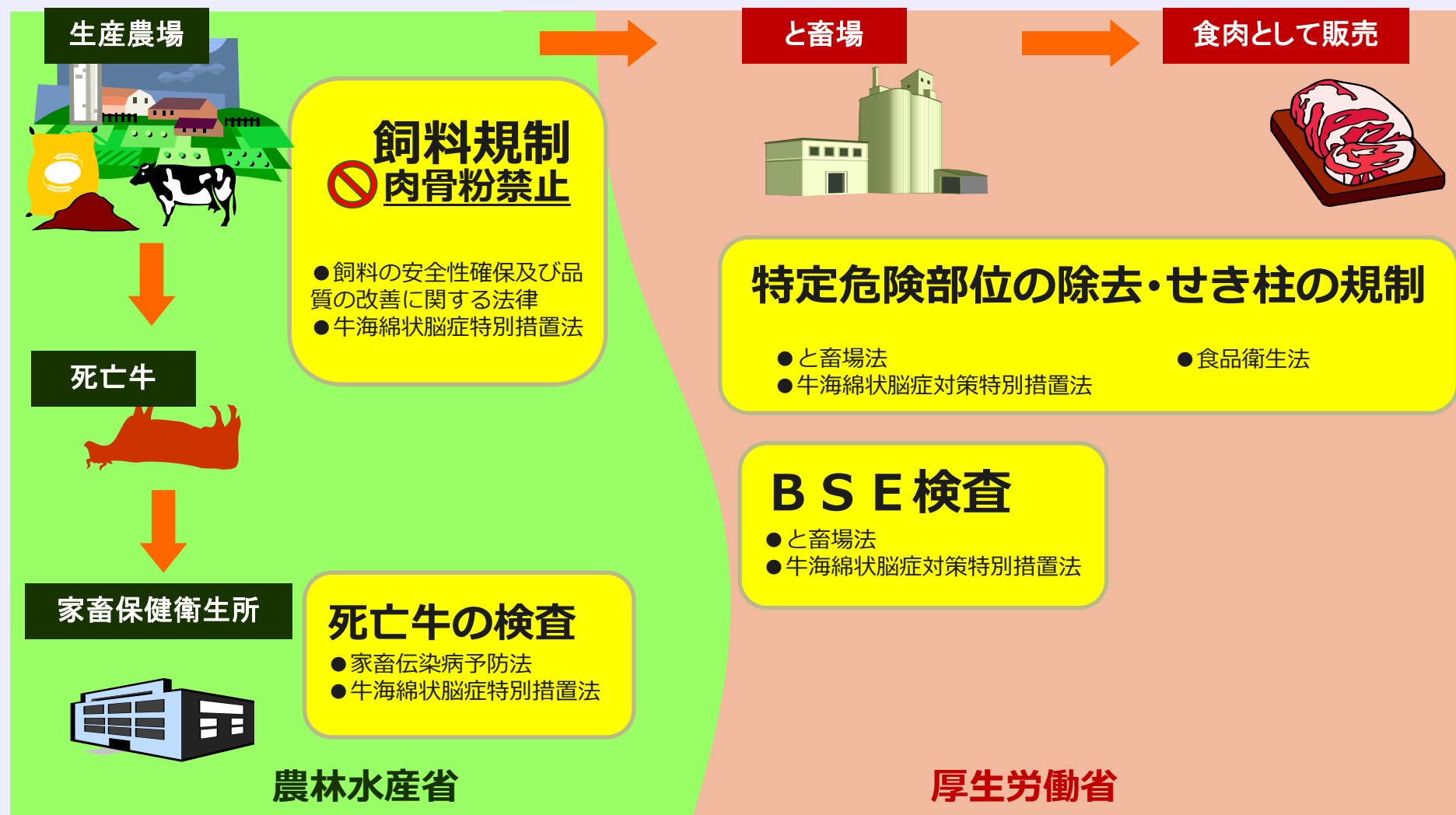


# ■ 国産牛のBSE対策の概要

● 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。



# ■ BSE対策の経緯

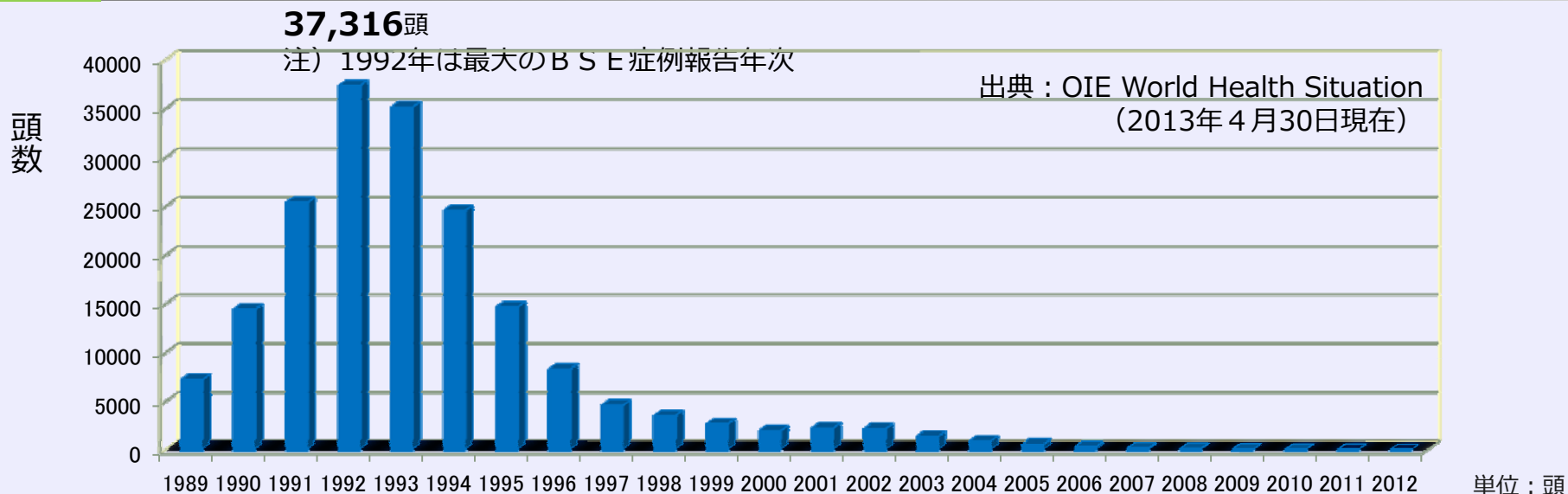
	国内			輸入		
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ	
H 8. 3 H12. 12					英国産：禁止 EU産：禁止	
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				英国産：禁止 EU産：禁止	
H14. 6 H15. 5 H15. 12 H16. 2	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除去・焼却義務づけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>-頭部(舌・頬肉以外)</li> <li>-せき髄</li> <li>-扁桃</li> <li>-回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肉骨粉飼料完全禁止</li> <li>・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布</li> </ul>	カナダ産：禁止 米国産：禁止		
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せき柱も使用禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッシング禁止</li> <li>・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定</li> </ul>	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1～7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止		
H25. 2 H25. 4	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30か月齢超のせき柱使用禁止</li> <li>除去・焼却義務づけ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄</li> <li>・全月齢の扁桃、回腸遠位部</li> </ul> </li> </ul>		30か月齢以下		
						フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開



# 再評価の実施の経緯



# 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	190,643
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	5,961
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	184,621
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2 <sup>(注1)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 <sup>(注2)</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



## ■ 牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価について

- 国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減
  - ～世界では、約3万7千頭（1992年、発生のピーク）→21頭（2012年）
  - ～国内では、平成15年（2003年）以降に出生した牛からは、BSE陽性牛は、確認されていない



平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

## ■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問(平成25年4月2日現在)

### 1 国内措置

#### (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

### 2 国境措置（米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド及びポーランド）

#### (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

#### (2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス、オランダ、アイルランド及びポーランドについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

### 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合のリスクを評価。



## ■ 食品安全委員会からの1次答申（平成24年10月22日）

### 【国内措置】 日本

- ・ 検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

### 【国境措置】 米国、カナダ、フランス、オランダ

- ・ 月齢制限:規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。



## ■ 食品安全委員会からの2次答申（平成25年5月13日）

### 【国内措置】 日本

具体的な検査対象月齢について、

- ①評価対象国における発生確認最低月齢
- ②EUにおけるBSE発生の実績月齢
- ③BSE感染牛脳組織の経口投与実験での異常プリオンたん白質検出月齢
- ④BSEプリオンの摂取量が少ないほど潜伏期間が長くなる

という知見から、と畜場における検査対象月齢を48か月齢（4歳）超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる。





## ■ OIE(国際獣疫事務局)の「無視できるリスク」の国の主な条件

### ①「過去11年以内に自国内で生まれた牛」でBSEの発生がないこと

日本のBSE感染牛のうち、最後に生まれた牛は、平成14年1月13日生まれであり、平成25年1月14日に11年が経過した。

### ②有効な飼料規制が8年以上実施されていること

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づく飼料規制の開始(平成13年10月)から起算して、平成21年10月に8年が経過した。



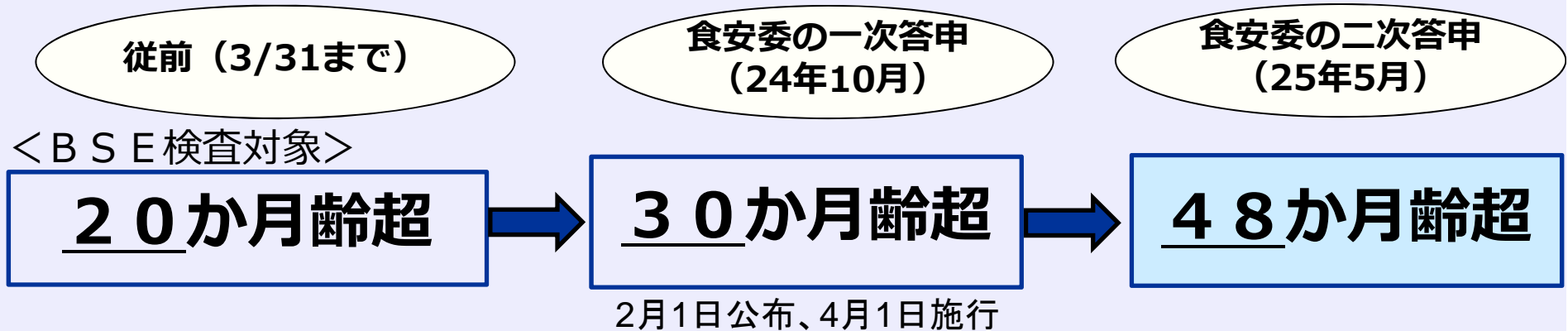
平成25年5月下旬のOIE総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込み。



# 食品健康影響評価を踏まえた対応(案)



## ■ 国内措置の見直し ～検査対象・SRMの除去の対象～



< S R M の除去の対象 >

**全月齢の**  
**頭部、せき髄、**  
**せき柱、回腸遠位部**

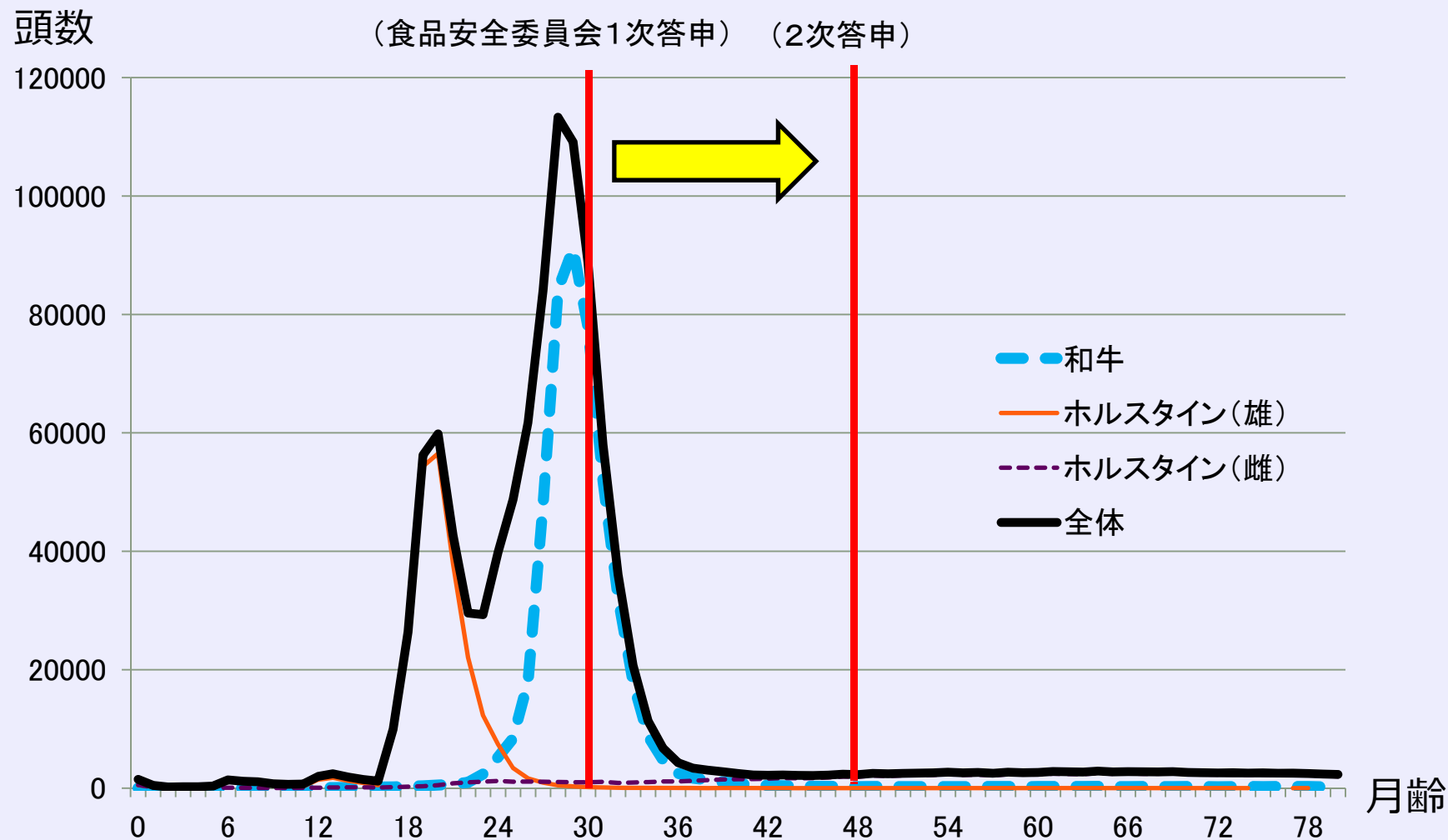
- ・ **30**か月齢超の  
**頭部 (扁桃除く)、**  
**せき髄、せき柱**
- ・ 全月齢の回腸遠位部、  
**扁桃**

2月1日公布、4月1日施行  
(せき柱は、2月1日公布・施行)

※ 5月下旬のO I E総会において「無視できるリスク」の国に承認される見込み



# ■ 月齢別と畜頭数（平成23年度）



(備考)牛の検査対象割合の変化

20か月齢以下:14.4%    30か月齢以下:61.5%    48か月齢以下:82.9%  
 20か月齢超:85.6%    30か月齢超:38.5%    48か月齢超:17.1%



# ■ BSE検査

	日 本  改正後 (7/1以降) 4/1以降		米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	30ヶ月齢超	48ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超 <sup>(注3)</sup>	- <sup>(注4)</sup>
発生状況 調査 <sup>(注1)</sup> (高リスク牛 <sup>(注2)</sup> )	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	24ヶ月齢以上の 死亡牛等	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) B S Eの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のB S E検査を廃止することが可能としている。

(注4) O I E基準では、B S Eスクリーニング検査の実施を求めている。



## ■ 特定危険部位（SRM）の除去

食品安全対策として、特定危険部位（SRM）の除去が行われている。

	日本 	米国 	カナダ 	フランス 	オランダ 	OIE基  (管理されたリスク国)
頭部	30か月齢超の 頭部 舌・頬肉を除く	30か月齢超 の頭蓋 (注)	30か月齢超の 頭蓋	12か月齢超の 頭蓋		30か月齢超 の頭蓋
扁桃	全月齢	全月齢	30か月齢超	全月齢		全月齢
せき髄	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	12か月齢超		30か月齢超
せき柱 背根神経節を 含む	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超	30か月齢超		30か月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸		全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと



# スケジュール



## ■ スケジュール

4月25日～5月24日 パブリックコメント

5月21日、24日 リスクコミュニケーション(東京、神戸)

5月下旬 OIE総会において「無視できるリスク」の国  
に承認される見込み

5月31日 薬事・食品衛生審議会

6月上旬 関係省令の改正(検査対象48か月齢超)、  
補助金交付要綱の改正

7月1日 関係省令の施行、補助金交付要綱の施行

